

北上市職員の通勤手当規則の一部を改正する規則

北上市職員の通勤手当規則（平成3年北上市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基礎）</p> <p>第6条 普通交通機関等（<u>高速自動車国道</u>以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条 給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、<u>同項</u>に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第9条 給与条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとす</p>	<p>（普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基礎）</p> <p>第6条 普通交通機関等（給与条例第15条第3項に規定する<u>新幹線鉄道等</u>（以下「<u>新幹線鉄道等</u>」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第7条 給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び<u>第9条第2項</u>において「運賃等相当額」という。）は、<u>次項</u>に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第9条 給与条例第15条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとす</p>

る。

- (1) 給与条例第15条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 給与条例第15条第2項第1号及び同項第2号の規定を適用した場合における額の合計額

イ 1箇月当たりの運賃等相当額及び前条に定める額の合計額が45,000円を超える職員 其の者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

- (2) 給与条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、そ

る。

- (1) 給与条例第15条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 給与条例第15条第2項第1号及び同項第2号の規定を適用した場合における額の合計額

- (2) 給与条例第15条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以

の合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 給与条例第15条第2項第1号に定める額

(3) [略]

（支給日等）

第9条の2 通勤手当は、支給単位期間（第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は同項各号に定める期間（以下この条及び第16条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の北上市職員の給与の支給規則（平成3年北上市規則第32号）第2条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員が勤務公署又は職を異にして異動した場合においてその者に係る給与の歳出予算科目が異なる場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日における職員の勤務公署又は職に係る給与の歳出予算科目の区分に応じ、支給する。

下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 給与条例第15条第2項第1号に定める額

(3) [略]

4 給与条例第15条第4項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が45,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が給与条例第15条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条に定める額の合計額が45,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第12条 給与条例第15条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住居とする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第12条 給与条例第15条第3項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第13条 給与条例第15条第3項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると市長が認めるものであること。
- (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤

じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 給与条例第15条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

事情の改善が前号に相当すると市長が認めるものであること。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第14条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第6条第2項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第7条(同条第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第7条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは、「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第13条 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第6条第2項の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第7条(同条第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等相当額(第17条第4項において「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第7条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第14条 給与条例第15条第4項の規則で定める住居は、給料表

の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 給与条例第15条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

（権衡職員等の範囲）

第15条 給与条例第15条第4項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、北上市職員の初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成3年北上市規則第33号）第17条各号に掲げる者から人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者の

うち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが市長の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

第16条 給与条例第15条第4項の同条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、給与条例第15条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが市長の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

ア 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員

の処遇等条例（平成3年北上市条例第31号）第2条第1項の規定に基づく派遣又は公益的法人等への北上市職員の派遣条例（平成14年北上市条例第5号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

イ 北上市職員の休職の事由条例（平成3年北上市条例第22号）第2条第1項第1号の規定による休職から復職したこと。

(2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3) その他給与条例第15条第3項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長の定める職員

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号ア若しくはイに掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」とい

う。)であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(支給日等)

第17条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条及び第19条第2項第2号において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の北上市職員の給与の支給規則（平成3年北上市規則第32号）第2条に規定する給料の支給日（以下

この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員が勤務公署又は職を異にして異動した場合においてその者に係る給与の歳出予算科目が異なる場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日における職員の勤務公署又は職に係る給与の歳出予算科目の区分に応じ、支給する。

4 給与条例第15条第4項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第9条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第15条第2項第2号に定める額（第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第19条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第15条第4項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

第15条 [略]

(返納の事由及び額等)

第15条の2 給与条例第15条第5項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) [略]

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは北上市職員の休職の事由条例（平成3年北上市条例第22号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例（平成3年北上市条例第31号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への北上市職員の派遣条例（平成14年北上市条例第5号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、北上市職員の自己啓発等休業条例（平成28年北上市条例第26号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし

(支給の始期及び終期)

第18条 [略]

(返納の事由及び額等)

第19条 給与条例第15条第7項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) [略]

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項若しくは北上市職員の休職の事由条例（平成3年北上市条例第22号。以下「休職条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北上市職員の処遇等条例（平成3年北上市条例第31号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等への北上市職員の派遣条例（平成14年北上市条例第5号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、北上市職員の自己啓発等休業条例（平成28年北上市条例第26号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定により自己啓発等休業をし

、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき

(4) [略]

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第15条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第7条の2第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が45,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が45,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由を生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払い戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

し、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第21条第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4) [略]

2 給与条例第15条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由

(2) 1 箇月当たりの運賃等相当額等が45,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、市長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 市長の定める額

(2) 1 箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

イ 第7条の3第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び市長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る給与条例第15条第5項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（以下、この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が2万円を超えていた場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期

イ 前号イに掲げる場合 市長の定める額

間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円）

4. 給与条例第15条第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第15条の3 給与条例第15条第6項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

3. 給与条例第15条第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、その者の返納に係る通勤手当の給与の歳出予算科目と事由発生月の翌月以降に支給される給与の歳出予算科目が同一であるときは、市長の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第20条 給与条例第15条第8項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおけ

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は高速自動車国道 1箇月

(3) [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) [略]

(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。

る当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 市長の定める期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 1箇月

(3) [略]

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) [略]

(2) 休職条例第2条第1項第1号の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2

(3)～(5) [略]

第15条の4 支給単位期間は、第15条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第28条第2項若しくは休職条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

（支給しない場合）

第16条 [略]

（事後の確認）

条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

(3)～(5) [略]

第21条 支給単位期間は、第18条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において派遣等となった場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 [略]

（支給しない場合）

第22条 [略]

（事後の確認）

第17条 [略]

(補則)

第18条 [略]

第23条 [略]

(補則)

第24条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

通 勤 届

年 月 日提出

任命権者		勤務所名	主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合も含む。) <input type="checkbox"/> 住居の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更 上記の事実の発生年月日 年 月 日				
様		所在地					
職名		氏名					
住所							
北上市職員の通勤手当規則第3条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。							
順路	通勤方法の別	区 間	距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住居 (経由) から まで	km	時間 分		円	
2		(経由) から まで	km	時間 分		円	
3		(経由) から まで	km	時間 分		円	
4		(経由) から まで	km	時間 分		円	
5		(経由) から まで	km	時間 分		円	
総通勤距離(概算)		km	総所要時間(概算)		時間 分		
総通勤距離2km未満の場合・・・交通機関等を利用する理由		他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等					
記入上の注意							
1 「通勤方法の別」の欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自動車、〇〇線等を記入する。 2 「乗車券等の種類」の欄には、定期券(6箇月)、11枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。 3 「左欄の乗車券等の額」の欄には、定期券(6箇月)の額、11枚綴回数券の額等の乗車券等に応ずる額を記入する。 4 往路と帰路と異なる場合は、「備考」欄にその旨理由を記入する。							
確認及び決定欄（届出者は、記入しないこと。） 年 月 日受理							
順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券回数券その他の別	6箇月の運賃等の額の算出基礎	6箇月の運賃等の額	決 定 事 項	
	交通機関等の名称	利用区間				給与条例第15条第1項該当理由（ <input type="checkbox"/> 規則第5条該当）	
1					円	<input type="checkbox"/> 交通機関等利用 <input type="checkbox"/> 自動車等使用 <input type="checkbox"/> 併用	
2					円	自動車等の使用距離	km
3					円	支給額	円
4					円		円
5					円	支給の始期終期等	開始改定終了
北上市一般職の職員の給与条例第15条及び同条に基づく規定に従い上記のとおり確認・決定する。							年 月 日
年 月 日						取扱者 確認欄	
任命権者 氏名							

通勤手当認定簿

氏名		職員番号		所属			事実発生日		年 月 日														
1箇月当たりの平均通勤所要回数		回		算出式			届出年月日		年 月 日														
							受理年月日		年 月 日														
順路	算出の基礎となる 普通交通機関等		定期券 回数券 その他	運賃等の額の 算出基礎		運賃等相当額		1箇月 当たりの 運賃等 相当額	普通交通機関等 の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)						摘要							
	普通交通機 関等の名称	利用区間	回数券 その他	回数券 その他	定期券	回数券 その他	定期券			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日								
普通 交通 機関 等 利用 者	1					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	改正					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	2					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	改正					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	3					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	改正					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	4					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	改正					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	5					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	改正					円	円 (箇月)	円	年 月 日	年 月 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日	改正	円												
自動車等の額 (給与条例第15条第2項第2号の額)(自動車の使用距離 . km)								円	年 月 日	改正	円												
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第9条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号								1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		円	年 月 日	改正	円										

順路	算出の基礎となる新幹線鉄道等		定期券回数その他	特別料金等の額の算出基礎		特別料金等相当額		1箇月の当たりの特別料金等相当額	新幹線鉄道等の認定期間	支給月(支給月に○印を付す)(毎月の場合は省略可)						摘要					
	新幹線鉄道等の名称	利用区間		回数券その他	定期券	回数券その他	定期券			年	月	から	年	月	まで		1	2	3	4	5
新幹線鉄道等利用者	1					円	(箇月)	円	年	月	から	年	月	まで	1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(箇月)	円	年	月	から	年	月	まで	1	2	3	4	5	6	
	2					円	(箇月)	円	年	月	から	年	月	まで	1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(箇月)	円	年	月	から	年	月	まで	1	2	3	4	5	6	
	3					円	(箇月)	円	年	月	から	年	月	まで	1	2	3	4	5	6	
	改正					円	(箇月)	円	年	月	から	年	月	まで	1	2	3	4	5	6	
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年	月	日	改正	円								
1箇月当たりの運賃等相当額、自動車等の額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えるとき									150,000円 × [箇月] = 円												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	任命権者確認・決定欄		摘要						
支給額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年	月	日					
改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	年	月	日					
決定事項	給与条例第15条第1項の該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (<input type="checkbox"/> 規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 {				返納事由 規則第19条第1項	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 及び新幹線鉄道等	払戻金相当額 の算出基礎	払戻金相当額	摘要											
					1 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円												
					2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円												
	手当額の決定 条例第15条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 短時間勤務職員 (通勤所要回数 回) <input type="checkbox"/> 規則第9条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 条例第15条 <input type="checkbox"/> 第3項 <input type="checkbox"/> 第4項				3 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号				円												
1箇月当たりの運賃等相当額及び1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合							月	(算出基礎)	円												
規則第19条第2項第2号の月数と市長の定める額(算出基礎)							月	(算出基礎)	円												

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例（令和6年北上市条例第43号）第1条表2の項の規定による改正前の北上市一般職の職員の給与条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第15条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の北上市職員の通勤手当規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第9条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第2号に規定する額（改正前の規則第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この項において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第15条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第6項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第9条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関等及び改正前の給与条例第15条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が45,000円を超える場合のものに限る。）

(2) 改正前の給与条例第15条第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

- (1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から45,000円を減じて得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じて得た額（権衡職員等に関する経過措置）
- 4 この規則による改正後の北上市職員の通勤手当規則第14条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。